

## 論説

# 海上テロリズムに対する 国際条約と日本法制 —海洋構築物に対する規制を中心に—

瀬田 真

- 1 問題の所在
- 2 海上テロリズムに対する条約体制
- 3 日本法制の対応と課題
- 4 結びに代えて

## 1 問題の所在

東京五輪に際し、テロリズムへの対応の必要性が高まる中、四面を海に囲まれる日本にとっては、いかに海上テロリズムに対処するかが重要である。とりわけ、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるため、まずはそれに向けた対応が求められる。2018年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画においても、「海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。特に、2020年東京オ

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の不測の事態へ適切な対応が可能な体制を整備する。（警察庁、法務省、財務省、国土交通省）」とされている<sup>1</sup>。また、海洋資源の開発を進める日本にとっては、海洋構築物を含め、その水域の治安を確保していく必要性は、オリンピック・パラリンピック競技大会後もますます高まるものと思われる。

確かに日本の場合には、磐城沖プラットフォームが2007年に稼働を停止したことに伴い<sup>2</sup>、現在は、領海内にある岩船沖油ガス田のプラットフォームが唯一の稼働する海洋構築物である<sup>3</sup>。そのため、現状においては、海洋構築物保護の必要性はさほど高くない。他方で、2018年には新聞報道で、南鳥島周辺におけるレアアースが注目されるなど<sup>4</sup>、日本はメタンハイドレートを含めた海洋鉱物資源の開発を行っていく方針である<sup>5</sup>。海洋鉱物資源の開発、とりわけ、陸地から離れた場所での開発に際しては、海洋構築物の稼働が必要となる事実を鑑みれば、この海洋構築物の安全を担保することは、日本にとって重要な課題と言える。

海上テロリズムについては、様々な分類があるものの、形態としては、大きく①ハイジャック型、②自爆テロ型、③危険物輸送型、の三つに区別されると奥脇は指摘する<sup>6</sup>。また、Murphyは、テロリズムが海上で行われる場面として、①船舶が象徴として対象となる、②船舶又は海洋構築物が経済的側面から対象となる、③船舶が大量の死傷者を出す観点から対象となる、④船舶及び他の乗物が武器となる、といった大きく四つの場面に峻別されるとしている<sup>7</sup>。

これまでのところ、日本では海上テロリズムが発生したことがないという事実を鑑みれば、日本の海上テロリズム対策（そもそもテロリズムの攻撃対象とならないようにする努力を含む）は、少なくとも一定程度は機能していると言えよう。そのため、本稿では、今後、日本において海上テロリズムの対象となり得る海洋構築物に焦点を当てる。というのも、日本は、今後その先進的な技術を用い、海洋鉱物資源の開発を行う可能性があり、その際には、海洋構築物が用いられる可能性が少なくないからである<sup>8</sup>。奥脇の分類によれば、構築物に乗り込んで行う①型か海洋構築物への自爆という②型が想定さ

れる。また、Murphy の分類に寄せれば、先進技術の結集である海洋構築物が①象徴的な意味で狙われる可能性があるだろうし、②そのような構築物への攻撃の経済的規模は小さくないと言えよう<sup>9</sup>。

このような海上構築物へのテロリズムへの規制を検討するにあたり、本稿における海上テロリズムの射程をここで明確にする。周知のように、自由の戦士との峻別が困難であることから、国際法上、テロリズムそのものについての包括的な定義は存在しない<sup>10</sup>。そのため、国際社会では、ハイジャックやシージャックといった、特定の行為を犯罪として処罰する条約を締結することで、テロリズムに対応してきた。また、近年では「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(以下、テロ資金供与防止条約)」のように、対処すべきテロリズムの目的を「その性質上又は状況上、住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要する」とするなど、行為の目的から対象犯罪を規定するものもある。

上述したようにテロリズムの包括的な定義を欠く中、海上テロリズムについては、パレスチナ解放戦線(以下、PLF)のメンバーによるシージャックであるアキレ・ラウロ号事件を契機に締結された、「海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下、SUA 条約)」とその議定書に言及することが少なくない<sup>11</sup>。確かに、PLF が多数の国家にテロ組織として認定されていることに鑑み、条約起草の背景から、「海上テロリズム=SUA 条約上の犯罪」と考えることも可能である<sup>12</sup>。その一方で、SUA 条約上の犯罪の射程は、一般的にテロリズムとはみなされないものも含み得る<sup>13</sup>。本稿では海上テロリズムの射程を SUA 条約上の犯罪と同一視したり、両者の範囲についての詳細な議論には立ち入らないが、SUA 条約が海上テロリズムに対応するために制定されていることに鑑み、同条約の分析を行う。また、この SUA 条約の解釈・適用に際しては、前提として、海の憲法とも称される「海洋法に関する国際連合条約(以下、UNCLOS)」の理解が不可欠である。

そこで本稿では、まずは UNCLOS の関係する制度について概観した後に、SUA 条約(その議定書及び改正議定書を含む)について分析する<sup>14</sup>。その上で、現在、日本は海上テロリズムに対して十分な法制度を有しているのか、または、課題があるとすればそれはどのようなものかを検討する。また、本

稿において、国家管轄権は、立法・執行・司法の三つに分類し、海上での警察活動の根拠となる海上警察権は、執行管轄権の行使態様の一つと位置付ける<sup>15</sup>。

## 2 海上テロリズムに対する条約体制

### 1. UNCLOS と海上テロリズム

UNCLOS は、陸より、大まかに内水、領海、接続水域、排他的経済水域・大陸棚、公海・深海底と水域を区分し、国家はその区分に応じて権限を有し、義務を負っている。例えば、沿岸国は内水・領海に対しては領域主権を有するのに対し、排他的経済水域に対しては、天然資源の管理などに関する一定の事案に対し主権的権利及び管轄権を有するに過ぎない<sup>16</sup>。そのため、海上テロリズムとの関係で重要となる沿岸国の刑法についていえば、原則としてその適用が認められるのは領海までであり、排他的経済水域において領海と同様に適用することは認められない。したがって、UNCLOS に基づけば、海上テロリズムが発生した場合、その発生が領海内か領海外で沿岸国がとることのできる対応は大きく異なってくる。

領海内については、領域主権が及ぶこともあり、沿岸国は海洋構築物の設置・権利を含む形で、比較的自由にその水域を利用することができる。他方で、領域外については、主権が及ばないため、UNCLOS の規定をより厳密に確認する必要がある。この点、まず、排他的経済水域に対する沿岸国の権限を規定した第 56 条において、UNCLOS は、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」に関する沿岸国の管轄権を規定している。その上で、第 60 条において、以下の様に規定している。

#### 第 60 条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。

##### a. 人工島

b. 第 56 条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物

c. 排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物

2 沿岸国は、1 に規定する人工島、施設及び構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する。

3 1 に規定する人工島、施設又は構築物の建設については、適当な通報を行わなければならない、また、その存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。放棄され又は利用されなくなった施設又は構築物は、権限のある国際機関がその除去に関して定める一般的に受け入れられている国際的基準を考慮して、航行の安全を確保するために除去する。その除去に当たっては、漁業、海洋環境の保護並びに他の国の権利及び義務に対しても妥当な考慮を払う。完全に除去されなかった施設又は構築物の水深、位置及び規模については、適当に公表する。

4 沿岸国は、必要な場合には、1 に規定する人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。

5 沿岸国は、適用のある国際的基準を考慮して安全水域の幅を決定する。安全水域は、人工島、施設又は構築物の性質及び機能と合理的な関連を有するようなものとし、また、その幅は、一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、当該人工島、施設又は構築物の外縁のいずれの点から測定した距離についても 500 メートルを超えるものであってはならない。安全水域の範囲に関しては、適当な通報を行う。

6 すべての船舶は、4 の安全水域を尊重しなければならない、また、人工島、施設、構築物及び安全水域の近傍における航行に関して一般的に受け入れられている国際的基準を遵守する。

7 人工島、施設及び構築物並びにそれらの周囲の安全水域は、国際航行に不可欠な認められた航路帯の使用の妨げとなるような場所に設けてはならない。

8 人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

まず、このように規定される UNCLOS 第 60 条は、UNCLOS 第 80 条が「第 60 条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。」と規定していることから、大陸棚においても沿岸国は同様の権限を有し、義務を負っていると言える<sup>17</sup>。第 60 条については、人工島、施設、構築物と三つの海洋構築物をあげているため、これら三つがそれぞれどのように定義され、関係づけられるかについても見解の分かれるところである<sup>18</sup>。他方で、これら三つの海洋構築物に対する沿岸国の権利・義務は、UNCLOS 上、大きな違いがあるわけではない。そのため、テロリストが狙う海洋構築物が、三つのタイプのいずれかに該当するのであれば、基本的に沿岸国が取れる対処も第 60 条が規定するように大きくは変わらない。

また、第 60 条 2 項上、沿岸国は海洋構築物において、通関・財政・保健・安全・出入国管理に関する事案についての管轄権を含む排他的管轄権を行使することができる<sup>19</sup>とされている。ここで留意すべきは、第 33 条に規定される接続水域と異なり、この海洋構築物については、安全に関する管轄権が明示的に規定されている点である。確かに、この安全については、原則としては、海上テロリズムのような、海洋構築物に対する外からの脅威ではなく、海洋構築物の中での工事の際の安全を想定しているものと思われる<sup>19</sup>。他方で、この安全という文言を文理解釈すれば、テロリストによる攻撃のようなものに対する安全確保の管轄権をも含むと解することもまた可能であろう<sup>20</sup>。

また、この安全という要素について、同条は、その 4 項及び 5 項において安全水域の設定を認めている。この安全水域の距離については、起草過程より議論が為されたにもかかわらず、最終的には特段の根拠なく 500m と設定され<sup>21</sup>、この距離では、海洋構築物の安全性を担保することが困難であることが指摘されている<sup>22</sup>。また、第 5 項によれば、「一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合」には、500m を超える安全水域を設定することも可能である。しかし

ながら、このような国際基準や勧告により安全水域が認められたことは、管見の限り存在しない<sup>23</sup>。

加えて、この 500m の安全水域において、沿岸国の権限、特に、執行管轄権がどの程度認められるのかが明らかではない<sup>24</sup>。安全水域を海洋構築物の内水のようにとらえ、広範な権限が認められるとする考え方から<sup>25</sup>、あくまでも排他的経済水域の一部として、限定的な権限しか認められないとする考え方までであろう<sup>26</sup>。より具体的に見れば、安全水域における沿岸国の権限が環境についての規制権限を含むか否かは、学説上見解の分かれるところである。この点、デュックスのように環境保護のために認められるべきとする見解もある一方で<sup>27</sup>、そのような拡張は、安全水域の制度の趣旨に合致しないとする、プロールスやペッシュのような見解もある<sup>28</sup>。

また、この安全水域における沿岸国の権限についてはアークティック・サンライズ号事件において、仲裁裁判所が注目すべき判断を下している。同事件は、グリーンピースが運航するオランダ籍船のアークティック・サンライズ号がペチョラ海のロシアの EEZ 内にある、沖合石油プラットフォーム、プリラズロームナヤにおいて抗議活動を行った事件である。ロシアがプリラズロームナヤ周辺に設置された安全水域を利用して、抗議活動を防止・取締りしようとしたことから、事件を付託された仲裁裁判所は、海洋構築物や安全水域についての判断を下している。また、同事件においてはロシア当局がアークティック・サンライズ号をテロリズムと関連付けたこともあり、仲裁裁判所も、テロ行為との関係での検討を行った<sup>29</sup>。

同裁判所によれば、ある船舶がフリーガン行為を行ったり、権限を得ないままに安全水域へ侵入した場合、海賊行為の場合と異なり、国際法上、沿岸国がこれらの行為に従事した外国籍船に対して EEZ 内において乗船措置をとれるわけではない。乗船が可能なのは、旗国による事前の同意があるか、又は、追跡権の行使の場合のみである<sup>30</sup>。他方で、沿岸国は、人工島等の周囲 500m 以内であれば、テロ行為について乗船を含む措置をとることができるとしている<sup>31</sup>。この判断により、安全水域において、テロ行為に関しては一定程度（排他的経済水域において認められる以上）の執行管轄権が沿岸国に認められることが明らかになったと言えよう<sup>32</sup>。そうは言っても、500m 内

の安全水域で海上警察権を行使することは実務的には難しく、モソップは、実際に海上警察権の行使が可能なのは、海洋構築物の周辺にコーストガードや海軍の船舶を配備している場合に限られると指摘している<sup>33</sup>。

また、このような結論へと至る際、仲裁裁判所は、後述する SUA 条約の「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（以下、プラットフォーム議定書）」に言及している。つまり、同議定書があるからこそ、テロ行為については、このような執行管轄権が認められたとも解せるのである。このことに鑑みれば、このような執行管轄権がテロ行為の範囲を越えて、どこまで一般化が可能かについては依然として不透明な部分も残る。

## 2. 改正 SUA 条約と海上テロリズム

上述したように、アキレ・ラウロ号事件を契機に採択された SUA 条約は、およそ海上テロリズムとはみなされないような海上暴力行為にまで適用されるようになってきている。そして、そのような犯罪に対し、他の対テロ諸条約と同じように<sup>34</sup>、条約上の犯罪に対する司法管轄権を義務的なものと任意的なもの二つに分けて第 6 条において規定している。同条 1 項によれば、義務的管轄権の名宛人は、旗国（1 項(a)）、犯罪の発生地国（1 項(b)）、犯人国籍国（1 項(c)）の三つである。また、同条 2 項によれば、無国籍者の常居住居国（2 項(a)）、被害者国籍国（2 項(b)）、作為・不作為を強要された国（2 項(c)）の三つは、任意により司法管轄権を設定することができる<sup>35</sup>。また、同犯罪の容疑者が自国にいる場合は、引渡ししか訴追を行うことを第 10 条で義務付けている<sup>36</sup>。SUA 条約上の犯罪が広義であることから、いわゆる海上テロリズムは、基本的に同条約で犯罪と定義する範疇に含まれると考えられるが、同条約はあくまでも船舶で行われた犯罪に限定される。

資源開発に必要な海洋構築物については、SUA 条約と同時に採択されたプラットフォーム議定書が規定している。このプラットフォーム議定書においては、大陸棚にある固定プラットフォームの破壊活動などを第 2 条において犯罪とし、また、引渡ししか訴追かなどを規定する点においては、SUA 条約と同様である<sup>37</sup>。他方で、司法管轄権のうち義務的管轄権については若干異な

り、締約国は、自国大陸棚にあるプラットフォームにおいて犯罪が発生した場合と自国民が犯人の場合については、司法管轄権を設定しなければならない（プラットフォーム議定書第3条1項）<sup>38</sup>。

また、上述した UNCLOS 第60条との関係であるが、同議定書第1条3項において、議定書における「固定プラットフォーム」とは、「資源の探査又は開発、その他の経済的な目的で海底に恒久的に取り付けられている人工島、施設又は構築物」と定義されている。このことから明らかなように、同議定書は、UNCLOS 第60条の規定を前提として、第60条に基づき管轄権を有する国家に対し権利を付与し、義務を課すものと言える。そのため、海洋構築物に対するテロリズムに対する国際規制としては、まずはこのプラットフォーム議定書が有用である。

このように、海洋構築物に対するテロ行為を規制するためのプラットフォーム議定書ではあるが、以下の二点の問題点が指摘される。第一に、対象犯罪が限定的であるという点である。特に、核・生物・化学（以下、NBC）兵器や、プラットフォームに存在し得る石油や天然ガスを用いての破壊活動などは、プラットフォーム議定書上の犯罪とはされていない。第二に、プラットフォーム議定書は、SUA 条約と同様に、あくまでも犯罪が発生した後、訴追・処罰を行うための管轄権を規定するのみであり、それを防止するための海上警察権についての規定が十分にあるとは言い難い点である<sup>39</sup>。

第一の問題点については、2005年に、SUA 条約を改正する際、このプラットフォーム議定書を改正する議定書（以下、プラットフォーム改正議定書）も同時に採択され、この採択により概ね解決されたと言える。同改正議定書においては、テロ資金供与防止条約により定式化されているような、「住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要する」ことを目的とした、いわゆるテロリズムと位置付けられやすい動機に基づく、NBC 兵器や石油や天然ガスなどを用いての破壊活動を新たに2条 *bis* として追加したのである。

他方で、第二の問題点については依然として未解決のままである。犯罪を防止するための海上警察権については、実のところ、2005年に採択された改正議定書により改正された SUA 条約（以下、改正 SUA 条約）においては、

UNCLOS 第 110 条のように非旗国による臨検を一律に認めるわけではないものの、詳細な規則を設ける形で強化された。具体的には、改正 SUA 条約第 8 条の 2 第 5 項はいわゆる 4 時間ルールを規定した。ただし、まずここで留意しなければならないのは、この 4 時間ルールは、改正 SUA 条約を批准したあらゆる締約国に適用されるわけではなく、あくまでも、批准の際かその後に適用されることに同意を示した国にのみ適用される点である。

このように適用が限定的ではあるものの、4 時間ルールに基づけば、ある締約国（要請国）が、条約上の犯罪に関与し（ようとし）ている疑いのある他の締約国（国籍被表示国）の船舶への乗船を試みる場合、要請国は国籍被表示国に対し、国籍の確認を求めなければならない（8 条の 2 第 5 項(a)）。そして、国籍が確認された場合、要請国は国籍被表示国（旗国）に対し乗船や捜査などを行うための授権を求め（8 条の 2 第 5 項(b)）、要請を受けた旗国は、①要請国に授権する、②自ら乗船して捜査を行う、③要請国と共に乗船及び捜査を行う、④乗船及び捜査の授権を拒否すること、の四つのいずれかの形で対応する必要がある（8 条の 2 第 5 項(c)）。さらに、締約国は、4 時間以内に自国が返事をしない場合（8 条の 2 第 5 項(d)）、あるいは、自国に対し要請が行われたことのみをもって（8 条の 2 第 5 項(e)）、自国を旗国とする船舶への要請国による乗船及び捜査を認める旨事前に IMO の事務局長に通知することができる。そして、旗国が事前に通知した条件を満たす場合には、要請国に対する旗国からの授権が推定され、要請国は乗船及び捜査を行うことができるのである<sup>40</sup>。

このように改正 SUA 条約上の犯罪に対しては海上警察権の強化が為された一方で、プラットフォーム改正議定書においては、上述した通り、このような強化は行われていない<sup>41</sup>。そのため、プラットフォーム改正議定書上の犯罪が行われる可能性があったとしても、沿岸国が取ることが可能な措置は、UNCLOS 上で規定される範囲のみ、すなわち、安全水域というわずか 500m 内の水域での警察権の行使に限定されるのである。

### 3 日本法制の対応と課題

## 1. 海洋構築物に対するテロリズムへの日本法制の対応

日本は、UNCLOS を批准する際の 1996 年に、「領海及び接続水域に関する法律」を改正し、また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下、排他的経済水域法）」を制定し、UNCLOS に基づき、沿岸国が排他的経済水域や大陸棚に対して有する権限を行使しようとしている。また、条約批准後も、2004 年の「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」をはじめ、2007 年の「海洋基本法」及び「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（以下、海洋構築物法）」、2008 年の「領海等における外国船舶の航行に関する法律」、2009 年の「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」と、随時、海洋に関する法制をアップデートし、海洋問題に積極的に対応している<sup>42</sup>。特に、海洋基本法は、海洋政策担当大臣の下に総合海洋政策本部を設置し、省庁を横断して海洋政策を進めることが規定されるなど、その後の海洋政策の実現にもつながる重要な法律である。実際、2009 年の海賊対処法は、総合政策本部の主導により制定されている<sup>43</sup>。

海洋構築物を保護するためには、海洋構築物について、また、その周囲の安全水域に適用される法律が重要となる。この点、日本は 1998 年に SUA 条約及びプラットフォーム議定書を批准する際、特段の立法を行っておらず、日本においては、両条約上の犯罪は、既存の法制においても訴追・処罰が可能という前提に立っている。そこで、訴追・処罰において最も重要となる刑法を参照すると、以下のような規定が設けられている；

### 第一条（国内犯）

この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

### 第二条（すべての者の国外犯）

この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

- 一 削除
- 二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪
- 三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
- …

第1条における、日本国内とは、あくまでも主権が及ぶ領海までであり<sup>44</sup>、排他的経済水域や大陸棚は含まれない。他方で、日本籍船での犯罪は、国内犯と扱うことも併せて規定している。また、第2条における国外犯については、あくまでも特定の犯罪のみがその対象とされており、海洋構築物に対するテロ行為などはその対象とはなっていない。さらに刑法についていえば、SUA条約と同様に対テロ諸条約の一つとみなされる、「人質をとる行為に関する国際条約<sup>45</sup>」及び「国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約<sup>46</sup>」を1987年に批准する際に、刑法を改正し以下の国外犯の規定を設けた；

#### 第四条の二（条約による国外犯）

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

この規定は、条約に犯罪とされる事案を処罰することを可能ならしめるものではあるものの、その対象が、「罰すべきものとされているもの」と、国家が義務を負う場合に限定していることに留意する必要がある<sup>47</sup>。つまり、海賊対処法を制定する際にも指摘されたように<sup>48</sup>、この規定はあくまでも義務の場合にのみ援用可能であり、日本が権利として有する場合に援用することはできないのである<sup>49</sup>。これをSUA条約やプラットフォーム議定書の文脈で検討すると、両条約における義務的管轄権の場合、すなわち、自国船舶若しくは自国水域で犯罪が発生した、又は自国民により犯罪が行われた場合には、

刑法第4条の2に基づいて処罰することが可能である。他方で、SUA条約第6条2項において規定される、消極的属人主義や保護主義に基づいた処罰は可能とはならないのである<sup>50</sup>。

このように、国際法上の義務を遵守できるようにしつつ、領海内と領海外とで取り扱いを大きく変えるといったように、日本の刑法は他国（とりわけ旗国）の権限の侵害を発生させないように工夫している。そのような前提の下、上述したように、領海外の排他的経済水域や大陸棚については、排他的経済水域法が別途制定されており、同法は海洋構築物について、次のように規定している。

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。）及びこれを妨げる行為

2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。

このように、同条2項は、海洋構築物を国内に在るものとみなしている。つまり、刑法においては、第1条の国内犯として処罰されること、すなわち、ほぼ全ての刑法規定が適用されることが確認される。この点、UNCLOS第60条との整合性が問題となり得るが、同条2項における、通関・財政・保健・安全・出入国管理に関する事案に対する管轄権はあくまでも例示的なもの

にすぎず、人工島に対して沿岸国が排他的管轄権を有することに鑑みれば、刑法を一般的に適用することは、特段問題とはならないように思われる<sup>51</sup>。

一方、安全水域については、排他的経済水域法だけではなく、2007年に制定された海洋構築物法により規律される。しかしながら、同法は、あくまでも安全水域の設定手続きに主眼を置き、海洋構築物の安全をいかに確保するかなどについては詳細な規定を設けてはいない。同法は、その第7条において、以下の様に規定している；

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条第四項の規定により国土交通大臣が付した条件に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第5条1項は、許可なく安全水域に入ることを原則として禁止し、また、第5条4項は、1項の許可に、国土交通大臣が必要な条件を付することができる旨規定している。つまり、第7条の罰則は、基本的に、安全水域に入ることを禁止・処罰するものに過ぎないのである。そのため、このような規定をもって、日本の排他的経済水域や大陸棚に所在する海洋構築物へのテロを企図するものを、適切な形で訴追・処罰できるとは言い難い。同法の目的は、あくまでも海洋構築物及びその周辺海域における船舶の航行の安全であり、国の安全保障ではないことに鑑みれば<sup>52</sup>、これは致し方の無いことかもしれない。

この点、奥脇は、「わが国の排他的経済水域上の構築物についてはこれを『国内』とみなして沿岸国法令の包括的な適用を確保しているが、安全水域についてもこれを『国内』とみなしていれば領海あるいは内水類似のものとして扱っているのか、それとも安全水域も領海外の海域であることから、法令の

適用関係の調整が必要であるとしているのか不明である。」<sup>53</sup>と、現行法においても、安全水域を内水と同視することにより、刑法を含む関連法令の適用が可能であることを指摘する。他方で、排他的経済水域法や海洋構築物法において、このような解釈が明文化されていない以上、刑法についていえば、それを拡張して適用することは、罪刑法定主義に反する可能性も残ろう。そのため、安全水域について刑法の国内犯規定を適用する意図があるのであれば、刑法か他の法律において、その旨明示する必要があるだろう。

## 2. 日本法制の課題

上述したように、安全水域における適用規定をはじめ、海洋構築物をテロリズムから守るために、日本法制が十分に対応できているとは言い難い。また、この海洋構築物の問題に限らず、日本法制が海上犯罪一般に対して有する課題として、国際法違反とならないように、過度に注意している点が挙げられよう。以下で確認するように、国際法上、旗国の同意がある場合、非旗国は海上警察権や司法管轄権を行使することも可能であるが、現行日本法制に基づけば、仮にそのような同意があったとしても、実際に権限を行使することはできないのである。

このことは、2018年8月段階では改正SUA条約を批准していない日本が、いざ批准し、4時間ルールに基づき海上警察権を行使することを想定した場合に現実的な課題となろう。上述したように、4時間ルールとは、海上警察権を行使する上で旗国の同意を推定する制度である。また、4時間ルールのように条約で規定されていなくとも、旗国の同意があれば非旗国であっても、海上警察権の行使が可能なのは、国際法の観点からは認識が共有される場所である。実のところ、学術的には、この旗国の同意が、論理的にどのような非旗国による海上警察権の行使を正当化するのかについては議論が残る。パバスタブリディスは、このような同意による正当化は、海洋法という一次規則と国家責任法の二次規則の二つがあり得ると指摘している<sup>54</sup>。この点、一次規則については、UNCLOS第92条に基づけば、旗国主義の例外が認められるのは条約で規定される場合のみとなっており、アド・ホックな同意が規定されていない。そのため、旗国のアド・ホックな同意に基づく非旗国に

よる海上警察権の行使を説明することは、UNCLOS 上は困難であるとも指摘される<sup>55</sup>。他方で、このように、旗国の同意は条約に基づいてなければならず、アド・ホックな同意を規定していない第 92 条については、実際の運用と乖離していることもあり、批判もある<sup>56</sup>。

また、実務的観点から、対テロ活動の文脈においては、旗国ではなく船長の同意のみをもって臨検が可能と、米国は主張する<sup>57</sup>。しかしながら、このような主張は、英国からは否定され<sup>58</sup>、また、両国が参加する NATO のオペレーションにおいても、旗国及び船長両者の同意が必要とされており<sup>59</sup>、米国の主張が支持されているようには見受けられない。確かに、国内法において、船長の同意で足ると記されているような場合はそのように言えるかもしれないが<sup>60</sup>、米国の主張は学界においても支持されているとは言いがたい<sup>61</sup>。

4 時間ルールを海上保安庁が運用することを検討する際に、鶴田は、船舶検査手続を海上保安庁法第 17 条 1 項に基づいて行う場合、違反を問う国内法が適用されていることが前提となるため、刑法などで禁止されていない行為の嫌疑については、仮に存在したとしても、検査を行うことはできないと指摘する<sup>62</sup>。裏を返せば、仮に日本法において、改正 SUA 条約上の犯罪の訴追・処罰が可能であれば、現行法制においても、4 時間ルールに合致する形で海上警察権の行使は一定程度可能である。このことは、改正 SUA 条約の文脈に限らず、旗国からアド・ホックな同意が与えられる場合も同様である。そのため、日本においてより重要なのは、そもそも、海上警察権を行使する前提となる形で、排他的経済水域や大陸棚において外国籍船が行った行為を犯罪としているか否かという点と言えよう。

また、旗国の同意に基づく非旗国の措置は、海上警察権の行使だけでなく、処罰段階にまで及ぶ場合もある。例えば、UNCLOS 第 73 条 3 項は、「排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、関係国の別段の合意がない限り拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならない。」と規定している。これは、沿岸国に広大な排他的経済水域を認める一方で、漁業従事者の権利を保護するための保障措置（セーフガード）として設けられた規定である。つまり、原則として排他的経済水域における漁業関連法令に違反した場合には、拘禁

を科してはならないわけであるが、旗国の同意がある場合には、拘禁を科すことも可能なのである。

この点、日本においては、2014年9月中旬より、小笠原諸島と伊豆諸島周辺の日本の領海及び排他的経済水域において中国漁船によりサンゴが密漁された問題で、日本法制における罰則が問題視された。日本において、領海では、「外国人漁業の規制に関する法律」が、排他的経済水域では、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」がそれぞれ、罰則を規定しているが、その罰則が十分でなかったことから、密漁は繰り返されたと指摘される<sup>63</sup>。そのため、同年11月には、二つの法を改正し、違法操業について、領海内では400万円、排他的経済水域では1,000万円であった罰金の上限を、一律に3,000万円にすることとした。また、立入検査の忌避に対する罰金も現行の30万円から300万円と引き上げた。

このように、罰則を強化したにもかかわらず、現行法制上、排他的経済水域の違法漁業に対しては、拘禁刑が含まれていない。このような罰則の差異は、UNCLOS第73条3項を念頭においてのものと思われる。もちろん、同項の遵守を徹底するという観点から、排他的経済水域での漁業活動に関しては、どのような違反があろうとも、拘禁刑を科さないとする政策は、一つの選択肢としてはあり得る。他方で、同項は拘禁刑を絶対的に禁止するものではなく、旗国の同意がある場合には、そのような処罰を科すことを認めている。しかしながら、現行法制においては、そのような処罰規定がないため、仮に旗国が同意したとしても、自国法制による制限によって、そのような処罰を科すことができなくなるのである。

このように、海上での取締りからの訴追・処罰については、旗国の同意により左右される場面が少なくない。そのため、非旗国、とりわけ沿岸国としては、自国法制を、犯罪の射程という観点、さらには、取れる措置という観点の二つの側面より、幅広く設定しておくことが、実効的に対応するための方策と言える。そうであるにもかかわらず、現行日本法制においては犯罪の射程が曖昧であったり限定的であることから、仮に旗国の同意が得られたとしても、十分な処罰ができない可能性が残る。

## 4 結びに代えて

このように、排他的経済水域及び大陸棚に所在する海洋構築物とそれを取り囲む安全水域については、沿岸国がどの程度権限を有するのか、国際法規則が明らかではない部分も少なくない。また、現在の日本法制では、海洋構築物に対するテロリズムに対しては十分に対応できない可能性もある。確かに、国際法が不透明であるという現実に鑑みれば、国際協調主義を憲法前文に掲げ、98条2項において国際法の遵守を規定する国家として、国際法違反を犯さぬよう、謙抑的に自国法制を整える立場が望ましいかもしれない。

このような考えからか、現行日本法制は、適用違憲ならぬ、適用国際法違反が発生し得ないように、そもそもの国内法制をかなり厳格に定めている。もちろん、この姿勢は国際社会において高く評価されるべきであるが、他方でこの姿勢は、国際社会の中でも、国際法の発展という観点からは不利益を被る可能性がある。現在、国際法の主要な形式的法源と位置付けられる条約と慣習国際法のどちらにおいても、その同定や解釈において国家の実行は重要であり、また、国内法制の規定そのものが、そのような国家実行と位置付けられることがあるからである<sup>64</sup>。つまり、日本の謙抑的な姿勢は、日本はそのように条約を解釈している、あるいは、慣習法規則がそのようなものと認識している、と評価され得るのである。もし仮に、日本が安全水域においてより広範な管轄権の行使を望むのであれば、そのように立法を行うことも、選択肢の一つとしてはあり得よう。

確かに、もしそのように踏み込んだ立法を日本が行った場合、適用を誤れば、それが国際法廷に持ち込まれ、日本の実行が国際法に違反しているとみなされることもあろう。他方で、適用をうまく行えば、極端な話、実際に取締りを行うのは、旗国の同意が得られた場合のように限定するようにすれば、他国から国際法違反との批判を強く受けることなく<sup>65</sup>、自身の望む国際法の発展に寄与することが可能となろう<sup>66</sup>。そして、国際的にも高く評価される海上保安庁は、まさにこの法の適用を行う機関であり、日本はこの適用場面においては優位性を持っていると言える<sup>67</sup>。もちろん、このような積極的な

立法政策は、国際法の問題だけでなく、適正手続きや法の下での平等といった国内法上の問題を引き起こす可能性もあろう。しかしながら、少なくとも、依然として曖昧な部分の少なくない、海洋構築物とその周辺の安全水域についての権限に関する国際法規則の発展に、自国の意向を反映させようとするのであれば、積極的な立法政策が望ましいと考えられる。

【本稿は、JSPS 科研費 15K03180, 17K13619, 18K01286 及び内閣府総合科学技術・イノベーション会議の SIP (戦略的イノベーション創造プログラム)「次世代海洋資源調査技術」の研究助成を受けた研究成果に基づくものである。】

- 1 『海洋基本計画』(2018年) 30頁, *available at* <[http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/pla\\_n03/pdf/plan03.pdf](http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/pla_n03/pdf/plan03.pdf)> (last visited on 17<sup>th</sup> June 2018).
- 2 戸谷裕造, 藤崎恭功「磐城沖プラットフォーム撤去の概要」『石油技術協会誌』第77巻2号(2012年) 105-113頁参照。
- 3 伊藤大輔, 辻真也, 高橋蓉子, 杉田史弥, 上田良, 細越公「岩船沖油ガス田におけるガス IOR の取り組み」『石油技術協会誌』第81巻6号(2016年) 441頁。
- 4 「南鳥島のレアアース, 世界需要の数百年分」『日経新聞』2018年4月10日, *available at* <<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29216170Q8A410C1EA2000/>> (last visited on 29<sup>th</sup> July 2018).
- 5 『海洋基本計画』(前掲注1) 20頁。
- 6 奥脇直也「海上テロリズムと海賊」『国際問題』583号(2009年) 24頁。
- 7 M. N. Murphy, *Contemporary Piracy and Maritime Terrorism: The Threat to International Security*, (2007), p. 55.
- 8 「プラットフォームの整備・運用」は, 海洋基本計画においても, 「海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化」の一つとして挙げられている。『海洋基本計画』(前掲注1) 64頁。
- 9 現在の石油・天然ガスの文脈における海上プラットフォームの経済的重要性を指摘するものとして, L. R. Wrathall, “The Vulnerability of Subsea Infrastructure to Underwater Attack: Legal Shortcomings and the Way Forward?”, *San Diego International Law Journal*, Vol. 12 (2010), p. 225.
- 10 国際法上のテロリズムの定義については, 皆川誠「国際条約における『テロリズムの定義』確定の課題と展望」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第54巻3号(2018年) 167-181頁参照。
- 11 例えば, F. Francioni, “Maritime Terrorism and International Law: The Rome Convention of 1988”, *German Yearbook of International Law*, Vol. 31 (1988), pp. 263-281.
- 12 例えばカリムは, 海上テロリズムの定義づけが現状では困難であることを認めながらも, SUA 条約は海上テロリズムへ対応するための主要な国際条約であると指摘する。M. S. Karim, *Maritime Terrorism and the Role of Judicial Institutions in the International Legal Order*, (2016), pp. 45-46 and 63.

- <sup>13</sup> T. Treves, “The Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation”, *Singapore Journal of International & Comparative Law*, Vol. 2 (1998) p. 544; 特に、近年の実際の条約の適用において、およそ海上テロリズムと結びつかない事件においても SUA 条約が援用されていることを指摘するものとして、M. Setà, “A Murder at Sea isn’t Just a Murder: The Expanding Scope of Universal Jurisdiction under the SUA Convention”, in P. Chaumette (ed.), *Maritime Areas: Control and Prevention of Illegal Traffics at Sea*, (2016), pp. 115-129.
- <sup>14</sup> 海洋構築物に対するテロリズムが、軍事活動に匹敵する場合などは、別途、自衛権の問題が国際法上の論点となるが、本稿では紙幅の制限からこの点については取り扱わない。近年この点について論じたものとして、尋木真也「対テロ戦争における国際法上の規制」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第6巻（2013年）54-58頁参照。
- <sup>15</sup> 国家管轄権の整理については、瀬田真『海洋ガバナンスの国際法：普遍的管轄権を手掛かりとして』（2016年）32-45頁参照。
- <sup>16</sup> U. Leanza and M. C. Caracciolo, “The Exclusive Economic Zone”, in D. J. Attard, M. Fitzmaurice, and N. M. Gutierrez, (eds.), *The IMLI Manual on International Maritime Law*, Volume I, *The Law of the Sea*, (2014), p. 185.
- <sup>17</sup> モソップは、海洋構築物についての規則は、200海里を越えた延伸大陸棚においても200海里以内の大陸棚と同一と理解して問題が無い旨指摘している。J. Mossop, *The Continental Shelf beyond 200 Nautical Miles: Rights and Responsibilities*, (2016), p. 148.
- <sup>18</sup> A. G. O. Elferink, “Artificial Islands, Installations, and Structures”, in R. Wolfrum (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, 3<sup>rd</sup> ed., Vol. I (2012), p. 662 参照。具体的には、第60条1項(a)の人工島には目的が記されていない一方で、(b)では経済目的との限定がかかっていることから、両者では設置目的の許容範囲が異なるとの解釈も可能であると指摘される。D. R. Rothwel and T. Stephens, *The International Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> ed., (2016), pp. 94-95.
- <sup>19</sup> 奥脇直也「安全水域と執行措置」『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』（2008年）53頁。また、UNCLOS が採択される以前に起草過程からこの点を強調するものとして、C. Symmons, *The Maritime Zones of Islands in International Law*, (1979), pp. 104-112.
- <sup>20</sup> 海洋構築物に対し、沿岸国が多様な形で権限を行使していることを分析するものとして、水上千之『排他的経済水域』（2006年）157-159頁。
- <sup>21</sup> ウルフスタインによれば、この500mという数字は、陸域の規制を参考に導入されたものである；G. Ulfstein, “The Conflict between Petroleum Production, Navigation and Fisheries in International Law”, *Ocean Development and International Law*, Vol. 19 (1988), p. 244.
- <sup>22</sup> S. Kaye, “International Measures to Protect Oil Platforms, Pipelines, and Submarine Cables from Attack”, *Tulane Maritime Law Journal*, Vol. 31 (2007), pp. 405-406; A. Harel, “Preventing Terrorist Attacks on Offshore Platforms: Do States Have Sufficient Legal Tools?”, *Harvard National Security Journal*, Vol. 4 (2012), pp. 156-158.
- <sup>23</sup> ハレルは、2012年に出版した論文において、これまで、IMOにより認められたことはないし、近い将来に認められる可能性は低いと指摘している；Harel, *ibid.*, pp. 149-152.
- <sup>24</sup> 同様の指摘を行うものとして、A. G. O. Elferink, “The Arctic Sunrise Incident: A Multi-faceted Law of the Sea Case with a Human Rights Dimension”, *Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 29 (2014), p. 257; ペッシュは、海洋構築物そのものには UNCLOS 上排他的管轄権が認められるのに対し、安全水域にはそのような規定がないことを指摘する。S. T. Pesch, “Coastal State Jurisdiction around Installations: Safety Zones in the Law of the Sea”, *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 30 (2015), p. 524.

- <sup>25</sup> 1998年英国石油法第10条は、安全水域においても、刑法を一定程度適用可能としている。*available at* <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/17/section/10>> (last visited on 17<sup>th</sup> June 2018); また、カナダ海洋法も、安全水域における連邦法の適用を規定している。*available at* <<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/O-2.4/page-2.html#h-7>> (last visited on 17<sup>th</sup> June 2018)
- <sup>26</sup> 奥脇「前掲論文」(注19)53頁参照。
- <sup>27</sup> T. Dux, *Specially Protected Areas in the Exclusive Economic Zone*, (2011) pp. 220-221; また、P. V. D. M. Mohr, “Measures to Prevent Collisions with Offshore Installations on the Dutch Continental Shelf”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 1 (1988), p. 224 参照。
- <sup>28</sup> Pesch, *supra* note 24, p. 524; A. Proelss, “Artificial Islands, Installations, and Structures in the Exclusive Economic Zone”, in A. Proelss (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, (2017), pp. 476-477.
- <sup>29</sup> *The Arctic Sunrise Arbitration, Netherlands v Russia, Award on the Merits*, PCA Case No 2014-02, ICGJ 511 (PCA 2015), 14th August 2015, Permanent Court of Arbitration, paras. 98-99 and 276-278.
- <sup>30</sup> *Ibid.*, para. 244.
- <sup>31</sup> *Ibid.*, para. 278.
- <sup>32</sup> 兼原敦子「排他的経済水域の沿岸国の権利：アークティック・サンライズ号事件を素材として」『上智法學論集』第60巻(2017年)245頁。ITLOSの暫定措置命令において反対意見を付したゴリツィン判事は、執行管轄権をより広範に認めているように思われる; *The Arctic Sunrise Arbitration, Netherlands v Russia, Request for the Prescription of Provisional Measures*, ITLOS Case No. 22, 22nd November 2013, International Tribunal for the Law of the Sea, Dissenting Opinion of Judge Golitsyn, paras. 22-25.
- <sup>33</sup> J. Mossop, “Protests against Oil Exploration at Sea: Lessons from the *Arctic Sunrise Arbitration*”, *Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 31 (2016), pp. 68-69.
- <sup>34</sup> テロ防止関連諸条約として、外務省はSUA条約やプラットフォーム議定書を含む13の条約を挙げている。外務省「テロ防止関連諸条約について」*available at* <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku\\_04.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html)> (last visited on 17<sup>th</sup> June 2018).
- <sup>35</sup> 瀬田『前掲書』(注15)119-120頁。
- <sup>36</sup> 酒井啓亘「アキレ・ラウロ号事件と海上テロ行為の規制」栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響—現代海洋法の潮流(第2巻)』(2007年)139-143頁。
- <sup>37</sup> プラットフォーム議定書第1条では、SUA条約の第5条、7条、10-16条を準用する旨規定されている。
- <sup>38</sup> 下山は、このように管轄権を規定したことを高く評価する。下山憲二「海洋構造物の法的地位と規制措置に関する一考察：EEZ及び大陸棚における問題を中心に」『日本海洋政策学会誌』第5号(2015年)102頁。
- <sup>39</sup> 二つの問題点に関し、類似の指摘を行うものとして、J. L. Jesus, “Protection of Foreign Ships against Piracy and Terrorism at Sea: Legal Aspects”, *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 18 (2003), pp. 394-395.
- <sup>40</sup> 瀬田『前掲書』(注15)134-136頁。
- <sup>41</sup> この点を批判するものとして、Harel, *supra* note 22, p. 171.
- <sup>42</sup> 日本がUNCLOSをどのように実施しているかについては、鶴田順「日本における国連海洋法条約の実施」『海事交通研究』第62号(2013年)13-22頁。

- <sup>43</sup> 森川幸一「海賊取締りと日本法：海賊対処法制定の意義と背景」『国際問題』583号（2009年）51頁。
- <sup>44</sup> 大塚仁、河上和雄、中山善房、古田佑紀編『大コンメンタール刑法〔第三版〕』第1巻（2015年）82頁。
- <sup>45</sup> 同条約については、安藤貴世「人質行為防止条約における裁判管轄権規定：被害者国籍国と被強要国の管轄権の設定をめぐる起草過程の検討」『国際関係研究』第34巻（2013年）19-28頁参照。
- <sup>46</sup> 同条約については、安藤貴世「『国家代表等に対する犯罪防止処罰条約』における裁判管轄権規定(1)(2)：絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討」『国際関係研究』第33巻1及び2号（2012年及び2013年）17-25頁及び7-14頁参照。
- <sup>47</sup> 城祐一郎『現代国際刑事法—国内刑事法との協働を中心として—』（2018年）19頁。
- <sup>48</sup> 鶴田順「海賊行為への対処」『法学教室』第345号（2009年）3頁。
- <sup>49</sup> 大塚、河上、中山、古田『前掲書』（注44）105頁。
- <sup>50</sup> そのため、パナマ籍船タジマ号において、日本人船員が殺害されたことを契機に刑法が改正されたことについては、阪田裕一、池山明義「Tajima号事件が惹起した法的諸問題—公海上の外国籍船上での外国人犯罪に対する法的対応及び立法的措置」『海事法研究会誌』171号（2002年）2-17頁参照。
- <sup>51</sup> M. Nordquist, (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: a Commentary*, Vol. II (1993), p. 585; Proelss, *supra* note 28, p. 473.
- <sup>52</sup> 氏家正善「法令解説：海洋構築物の安全とその周囲海域の船舶航行の安全を確保」『時の法令』第1800号（2007年）31頁。
- <sup>53</sup> 奥脇「前掲論文」（注19）53頁。
- <sup>54</sup> E. Papastavridis, *The Interception of Vessels on the High Seas: Contemporary Challenges to the Legal Order of the Oceans*, (2013), pp. 63-66.
- <sup>55</sup> Papastavridis, *ibid*.
- <sup>56</sup> L. B. Sohn and others, *Cases and Materials on the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> ed. (2014), p. 200.
- <sup>57</sup> U.S. Navy, U.S. Marine Corps & U.S. Coast Guard, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (EDITION JULY 2007)*, Section 3.11.2.5.2, (2007), pp. 3.12-3.13.
- <sup>58</sup> A. Murdoch, "Forcible Interdiction of Ships Transporting Terrorists", *Military Law and the Law of War Review*, Vol. 48 (2009), p. 308.
- <sup>59</sup> R. Cesaretti, "Combating terrorism in the Mediterranean", *NATO Review*, Autumn 2015, available at <[https://www.nato.int/docu/review/2005/issue3/english/art4\\_pr.html](https://www.nato.int/docu/review/2005/issue3/english/art4_pr.html)> (last visited on 17<sup>th</sup> June 2018).
- <sup>60</sup> Murdoch, *supra* note 58, p. 309.
- <sup>61</sup> 船長ではなく、旗国の同意が必要とする説として、T. L. McDorman, "Maritime Terrorism and the International Law of Boarding of Vessels at Sea: A Brief Assessment of the New Developments", in D. Caron and H. N. Scheiber (eds.), *The Oceans in the Nuclear Age: Legacies and Risks*, (2010) pp. 250-251; Papastavridis, *supra* note 54, pp. 65-66; E. L. Corthay, "Legal Bases for Forcible Maritime Interdiction Operations against Terrorist Threat on the High Seas", *Australian & New Zealand Maritime Law Journal*, Vol. 31 (2017), p. 65; これらの主張とは反対に、米国の実行を支持するものとして、J. Kraska and R. Pedrozo, *International Maritime Security Law*, (2013), pp. 757-758参照。他方で、漁船に対しては船長の同意に基づき乗船検査を実施する枠組みが設けられている。A. Norris, "Fishy Business: The

High Seas Boarding and Inspection Regime in the Western and Central Pacific Ocean”, *Ocean Development & International Law*, Vol. 46 (2015), p. 336 参照。

- <sup>62</sup> 鶴田順「改正 SUA 条約とその日本における実施—船舶検査手続と「大量破壊兵器等の輸送」に着目して—」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題—現代海洋法の潮流 (第3巻)』(2010年) 145頁。
- <sup>63</sup> 廣瀬肇「海上保安事件の研究 (第87回) 小笠原周辺海域におけるサンゴ密漁事件[横浜地裁平成27.5.27判決]」『捜査研究』第776号 (2015年) 104-105頁。
- <sup>64</sup> 例えば, *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening)*, *Judgment, I.C.J. Reports 2012*, paras. 70-71 参照。
- <sup>65</sup> もちろん, 上述した1998年英国石油法やカナダ海洋法が国際法違反との指摘を受けているように, 立法だけでも批判される可能性はある。Pesch, *supra* note 24, p. 526.
- <sup>66</sup> 慣習国際法上の普遍的管轄権の発展について, 立法とその運用の抑制が重要であることを指摘するものとして, M. Seta, “Expanding the Scope of Universal Jurisdiction through Municipal Law: From Piracy to the Crime of Aggression via Eichmann Trial”, in M. Bergsmo, W. L. Cheah, T. Song and P. Yi (eds.), *Historical Origins of International Criminal Law*, Vol. IV (2015), p. 363.
- <sup>67</sup> 海上保安庁の活動を高く評価するものとして, 例えば, L. Black, *Japan’s Maritime Security Strategy: The Japan Coast Guard and Maritime Outlaws*, (2014).